

## 基準 11 管理運営

## (1) 観点ごとの分析

観点 11 - 1 - : 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

## (観点にかかる状況)

本校では、校長のリーダーシップの下、迅速な意思決定が行える態勢となっている(資料 11 - 1 - - 1)。

学則第 9 条第 1 項により教務主事、学生主事、寮務主事を配置し、同第 2 項から 4 項でその役割を明確に定めている(資料 11 - 1 - - 2)。また、委員会等においても、内部組織規則第 15 条により設置され、それぞれ規則を定めている(資料 11 - 1 - - 3)。

各種委員会は、平成 16 年 12 月にそれまでの委員会組織を見直し、より効率的に意思決定が行えるよう、それらを整理統合、廃止並びに改正を行った(資料 11 - 1 - - 4)。

また、内部組織規則第 13 条により運営委員会を設置し、校長を委員長に、各主事、各学科長、専攻科長、図書館長、情報処理教育センター長、地域共同研究推進センター長、各学科から選出された教員各 1 名、事務部長を委員に組織され、学則や規則、予算、管理運営等、学校の重要事項を審議することとしている(資料 11 - 1 - - 5)。

さらに、本校の「校報第 58 号」で、校長、各主事、専攻科長、学科長、学級担任、各種委員会、事務組織について、それぞれ設置根拠、役割等について掲載し、本校の教職員全員に周知した(資料 11 - 1 - - 6)。

## (分析結果とその根拠理由)

本校は、校長のリーダーシップの下に、教務主事を副校長として、学生主事、寮務主事を校長補佐として配置し、迅速な意思決定ができる態勢になっている。

また、各種委員会においては、平成 16 年度に組織の見直しを行い、効率的で責任ある意思決定が行えるように改善された。

さらに、校長、各主事、学科長、学級担任や各種委員会等について、その役割を明確にして全教職員に周知している。

以上のことから、本校は校長、各主事、委員会等に役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢であるといえる。

資料 11 - 1 - - 1

# 組織 Organization

## 組織図

Organization Chart



## 資料 11 - 1 - - 2

## (教職員組織)

第8条 本校に、校長、教授、助教授、講師、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

## (教務主事、学生主事及び寮務主事)

第9条 本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

## (事務部)

第10条 本校に庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため事務部を置く。

## (その他内部組織)

第11条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

出典：弓削商船高等専門学校学則

## 資料 11 - 1 - - 3

## (運営委員会)

第13条 本校に、管理運営を円滑に行うため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## (教員会議)

第14条 本校に、校務の円滑な運営に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

## (各種委員会)

第15条 本校に、特定の事項を審議するため、必要に応じて委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

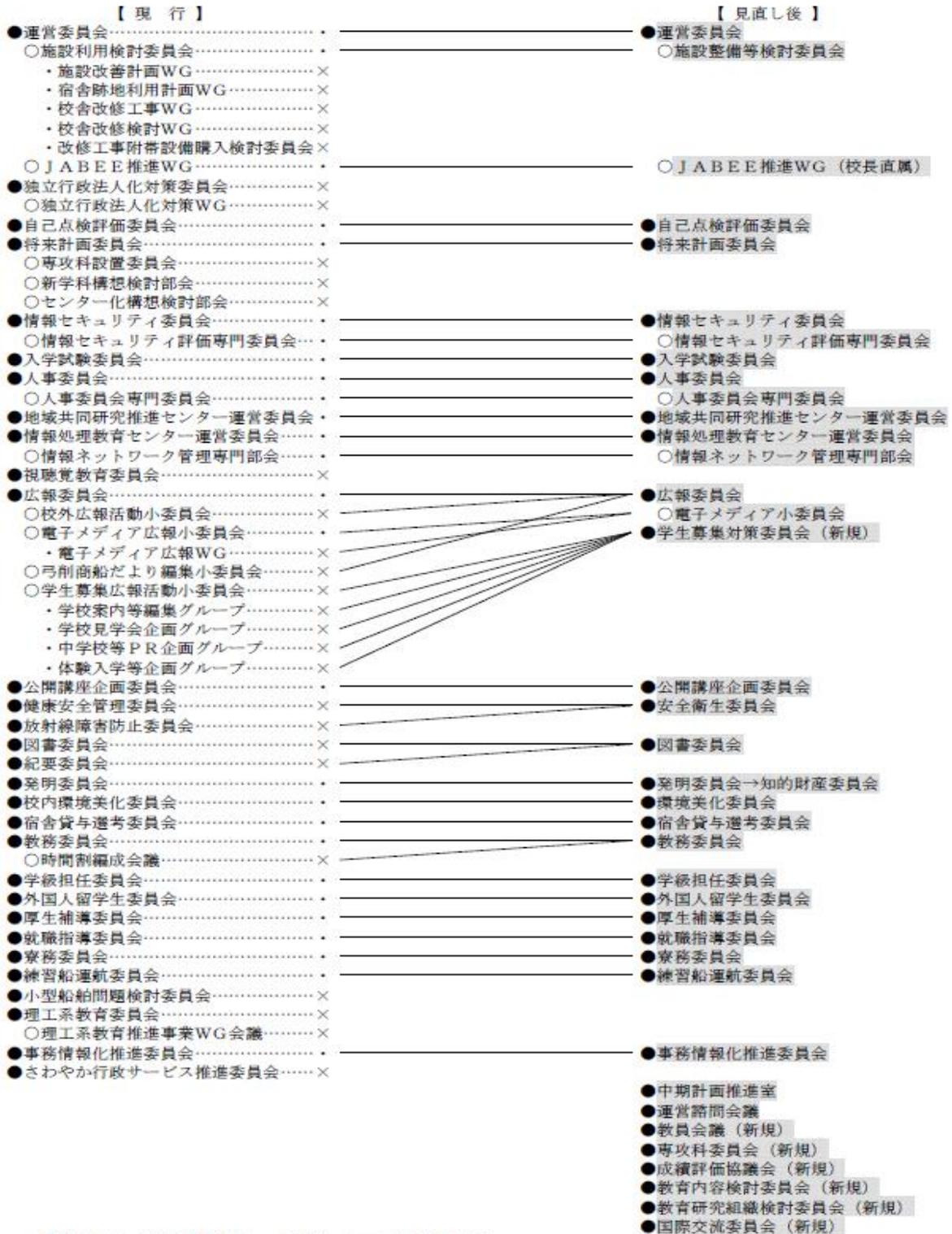
1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 弓削商船高等専門学校学科長及び総合教育科長並びに進路指導主任に関する内規（昭和57年3月11日制定）は、廃止する。

出典：弓削商船高等専門学校内部組織

資料 11 - 1 - - 4

各種委員会整理・統合、廃止並びに改正 相関図



出典：庶務課

資料 11 - 1 - - 5

## ○弓削商船高等専門学校運営委員会規則

制 定 平成16年12月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校内部組織規則第13条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じて、次の各号に掲げる重要事項について審議する。

- (1) 学則その他諸規則の制定改廃に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 施設及び設備に関する事項
- (4) その他管理運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 各主事
- (3) 各学科長、総合教育科長及び専攻科長
- (4) 図書館長
- (5) 情報処理教育センター長及び地域共同研究推進センター長
- (6) 各学科及び総合教育科から選出された教員各1名
- (7) 事務部長

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、各課長をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 弓削商船高等専門学校運営委員会規則（昭和53年12月22日施行）は、廃止する。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

## 資料 11 - 1 - - 6

## 管理運営

## ◇弓削商船高等専門学校の管理運営

高等専門学校には、校長の下に教員組織と事務組織があり（このことは、大学においても同様である。）、両者の有機的・効率的な連携のもとに、学校の運営組織が形成されている。

ちなみに、大学における管理運営機関としては、学長、学部長などのいわゆる独任制の機関と、教育研究評議会、教授会などの合議制の機関がある（大学には、重要な事項を審議するため、教授会が必置とされている。（学校教育法第59条）が、高等専門学校にはこの種（合議制）の規定はない。

したがって、高等専門学校は校長による独任制の機関であり、学校に置かれている運営委員会、教員会議を含む各種の会議（委員会）は、法令上の審議・議決機関、管理執行機関ではなく、校長の補助機関に当たるものであり、この点において校長の責任と権限は広くかつ重いものであると言える。

それゆえ、校長は各主事及び各種の会議等での意見を聴き、慎重な判断のもとに責任と権限を執行しているのである。

高等専門学校の組織の設置、構成、権限などについては、学校教育法、同法施行規則、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則、同本部事務局の組織等に関する規則などにより定められており、本校の管理運営については以下のとおりである。

## 校長

校長は、学校教育法第70条の7第1項に基づき置かれるものであり、同条第3項により「校務を掌り、所属職員を監督する。」ことが職務とされている。このことは、「独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則」（第5条第2項）にも同様に規定されている。

このほか、学校教育法施行規則に基づき、①学生の懲戒（退学、停学、訓告）②課程の修了又は卒業の認定③卒業証書の授与④授業終始の時刻の定め⑤学期及び休業日の定め⑥入学の許可⑦休学又は退学の許可などについて校長が行うこととなっている。

さらに、重要事項を審議する委員会等を主宰するとともに、国立の教育機関の長として、人事、会計などに關し、機構理事長から委任された事務を処理している。

## 主事

教員組織においては、教務主事、学生主事及び寮務主事が置かれ、それぞれ校長の命を受け、特定の範囲の校務を掌理している。（「学校教育法施行規則第72条の3」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則第5条」）

教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理し、教授をもって充てることとなっている。

学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導（寮務主事の所掌に属するものを除く。）に関することを掌理、寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理し、いずれも教授又は助教授をもって充てることとなっている。

このほか、「弓削商船高等専門学校内部組織規則」（平成17年4月1日施行予定）第5条に基づき、教務主事に副校長を、学生主事及び寮務主事に校長補佐を命じ、校長の職務を補佐するとともに、校長から指示された特命事項を処理している。

また、別に定めるところにより、各種委員会の委員長の職務などを分担・処理している。

## 専攻科長、学科長、学級担任等

本校内部組織規則において、専攻科長、専攻主任、学科長、主事補、学級担任及び進路指導主任等の設置を規定し、校長等の命を受け、それぞれ特定の範囲の校務を処理している。

また、学内共同の教育研究施設を置き、その長の設置を規定し、校長のもとで特定の範囲の校務を処理している。

このように、学生の年齢層が若年であることもあって、学生の教育指導、生活指導に対して大きな配慮が払われており、大学に比較すればはるかに濃密な学生の指導が行われている。

## 各種委員会

高等専門学校の管理運営についての審議機関として、先に述べた機関のほかにも全学的な各種委員会がある。

各種委員会は、より慎重な検討を必要としたり、また、専門的な判断を必要とする場合などに、それぞれ別に規則を定めて十分検討することとしている。

出典：校報第58号

実質的には、これらの委員会が重要な役割を果たしていることは、言うまでもない。

#### 事務組織

事務組織においては、事務部長のもとに、学校の管理その他の事務を遂行するために課が置かれ（「国立高等専門学校機構の事務局の組織等に関する規則第9条」）、それぞれ課長（「国立高等専門学校機構の組織に関する規則第5条」）を置いて処理している。

今日の高等専門学校の業務が、複雑化・多様化し、校長の職務も極めて広範囲にわたり、かつ重要となっていることから、その職務を分担し、言うなれば「全学意思を速やかに結集し、校長がリーダーシップを発揮しやすい条件・環境を整え、全学の管理運営の効率化を図る。」ことが重要であり、各主事、部課長を始めとする各役職者はこれらのことを自覚し、有機的な連携を図り、校長のリーダーシップのもと、誤りのない方向へ導いていくことが必要である。

事務部長 白石健二

出典：校報第 58 号

観点 11 - 1 - 1 : 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

（観点到に係る状況）

管理運営に関する各種委員会については、校長が運営委員会、将来計画委員会等を、教務主事が教務委員会等、学生主事が厚生補導委員会等、寮務主事が寮務委員会をそれぞれ所掌し、役割を分担している。また、平成 16 年 12 月に、それまでの委員会組織を見直し、それらの規則を整理統合、廃止並びに改正を行い、役割をより明確にするとともに、さらに効果的に活動できるよう改善した（資料 11 - 1 - 1 - 1）。

事務組織は、事務組織規程に基づき、事務部長が置かれ、事務部長の下に庶務課、会計課、学生課の 3 課が置かれている。各課の事務分掌は、同規程により明確かつ適切に役割が分担され機能している（資料 11 - 1 - 1 - 2）。また、「部課長会」を定期的開催し、各課の懸案事項等を協議することによって、各課の横の連携をとっている。

（分析結果とその根拠理由）

管理運営に関する各種委員会は、校長、各主事がそれぞれ役割を分担し所掌している。また、平成 16 年度に組織が見直され、各委員会規則が整理統合等されており、その役割の明確化、効率化が図られている。事務組織においても、事務組織規程により各課の役割は明確にされ果たされている。

以上のことから、本校は管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動していると言える。



資料 11 - 1 - - 2

## 第 3 章 庶務 (弓削商船高等専門学校事務組織規程)

## 第 3 章 庶 務

## ○弓削商船高等専門学校事務組織規程

制 定 昭和48年4月1日

最終改正 平成18年3月22日

## (目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則第 5 条及び独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第 9 条の規定に基づき、弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）の事務組織及び所掌事務の範囲を定めることを目的とする。

## (事務組織)

第 2 条 本校に事務部を置く。

第 3 条 事務部に庶務課、会計課及び学生課を置く。

第 4 条 事務部に事務部長を置く。

2 事務部長は、校長の命を受け、事務部の事務を処理する。

第 5 条 庶務課、会計課及び学生課にそれぞれ課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

第 6 条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長の職務を補佐する。

第 7 条 庶務課、会計課及び学生課に専門員及び専門職員を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理するとともに専門的見地から課長を補佐する。

3 専門職員は、上司の命を受け、専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理する。

第 8 条 学生課に技術専門職員を置く。

2 技術専門職員は、高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する調査研究を行う。

第 9 条 庶務課、会計課及び学生課に係を置く。

2 係にそれぞれ係長を置く。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

4 係に主任を置くことができる。

5 主任は、係長の職務を助ける。

## (所掌事務)

第 10 条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 本校の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 機密に関すること。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

- (3) 儀式その他諸行事及び会議に関する事。
- (4) 学則その他諸規程等の制定及び改廃に関する事。
- (5) 学校の将来構想についての企画・立案の事務に関する事。
- (6) 中期計画及び年度計画に関する事。
- (7) 学校運営の点検評価に関する事。
- (8) 組織の設置及び改廃に関する事。
- (9) 地域との連携並びに学術交流及び研究協力の推進に関する事。
- (10) 事務機構の改善に係る企画・立案及び連絡調整に関する事。
- (11) 事務の情報化の推進に関する事。
- (12) 情報公開に関する事。
- (13) 個人情報保護に関する事。
- (14) 渉外に関する事。
- (15) 公文書類の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (16) 公印の管守に関する事。
- (17) 教職員の任免、解雇、懲戒及び服務等に関する事。
- (18) 教職員の給与に関する事。
- (19) 教職員の定員に関する事。
- (20) 教職員の研修及び勤務評定に関する事。
- (21) 教職員の健康管理、福祉及び災害補償に関する事。
- (22) 退職者の退職手当及び共済組合の長期給付に関する事。
- (23) 栄典及び表彰に関する事。
- (24) 人事記録に関する事。
- (25) 図書館の管理運営に関する事。
- (26) 図書館資料の受入れ並びに整理及び保存等に関する事。
- (27) 図書館資料の閲覧及び貸出し等利用に関する事。
- (28) 図書館における参考奉仕（検索指導及び読書相談等）に関する事。
- (29) 調査統計その他諸報告に関する事。
- (30) 校内警備取締りに関する事。
- (31) その他他の課の所掌に属しない事務を処理する事。

第11条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算及び決算に関する事。
- (2) 財務諸表に関する事。
- (3) 債権の管理に関する事。
- (4) 物品の管理に関する事。
- (5) 会計の監査に関する事。
- (6) 支出契約決議及び契約に関する事。
- (7) 収入、支出に関する事。
- (8) 現金及び有価証券に関する事。
- (9) 所得税等の徴収に関する事。
- (10) 不動産の管理及び処分に関する事。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

- (11) 土地及び建物の借入れに関する事。
- (12) 宿舎に関する事。
- (13) 科学研究費補助金等の経理に関する事。
- (14) 寄附金経理事務に関する事。
- (15) 共済組合の短期給付に関する事。
- (16) 会計諸規程に関する事。
- (17) 会計機関の公印の管守に関する事。
- (18) 土地、建物及び工作物の整備復旧に関する事。
- (19) 土地、建物及び工作物の維持保全に関する事。
- (20) 学校環境の整備保全に関する事。
- (21) その他会計経理及び営繕に関する事務を処理する事。

出

第12条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者の選抜に関する事。
  - (2) 学生の修学指導に関する事。
  - (3) 専攻科に関する事。
  - (4) 外国人留学生に関する事。
  - (5) 教育課程の編成及び授業に関する事。
  - (6) 学生の学業成績の整理及び記録に関する事。
  - (7) 学生の学籍に関する事。
  - (8) 学生の実習に関する事。
  - (9) 学生の課外活動に関する事。
  - (10) 学生の補導及び相談に関する事。
  - (11) 学生団体に関する事。
  - (12) 学生の入学料、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料免除に関する事。
  - (13) 学生の奨学金に関する事。
  - (14) 学生の厚生補導施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
  - (15) 学生の保健管理及び保健施設の管理運営に関する事。
  - (16) 学生の進路指導に関する事。
  - (17) 学生の乗車（船）運賃割引証に関する事。
  - (18) 学寮の管理運営に関する事。
  - (19) 学生の入退寮に関する事。
  - (20) 寮生の生活指導及び生活相談に関する事。
  - (21) その他教務、厚生補導及び寮務に関する事務を処理する事。
- （事務分掌）

第13条 事務分掌及び係の名称については、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 弓削商船高等専門学校事務組織規程（昭和42年6月1日制定）は、これを廃止する。

附 則

出典：弓削商船高等専門学校規則集

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月22日から施行する。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

観点 11 - 1 - : 管理運営の諸規定が整備されているか。

( 観点に係る状況 )

管理運営に関する諸規定は、内部組織規則第 13 条 2 項及び 15 条 2 項に基づき、運営委員会規則及び各種委員会規則が定められている( 資料 11 - 1 - - 1 ~ 3 )。

なお、諸規則は独立行政法人化に伴い、高等専門学校機構規則との整合性が取れるよう整備した。

( 分析結果とその根拠理由 )

管理運営の諸規定は整備されていると言える。

資料 11 - 1 - - 1

( 運営委員会 )

第13条 本校に、管理運営を円滑に行うため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

( 教員会議 )

第14条 本校に、校務の円滑な運営に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

( 各種委員会 )

第15条 本校に、特定の事項を審議するため、必要に応じて委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

出典：内部組織規則

## 資料 11 - 1 - - 2

## 第 2 章 組織及び運営 (弓削商船高等専門学校運営委員会規則)

## ○弓削商船高等専門学校運営委員会規則

制 定 平成16年12月27日

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、弓削商船高等専門学校内部組織規則第13条第 2 項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

## (審議事項)

第 2 条 委員会は、校長の諮問に応じて、次の各号に掲げる重要事項について審議する。

- (1) 学則その他諸規則の制定改廃に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 施設及び設備に関する事項
- (4) その他管理運営に関する事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
  - (2) 各主事
  - (3) 各学科長，総合教育科長及び専攻科長
  - (4) 図書館長
  - (5) 情報処理教育センター長及び地域共同研究推進センター長
  - (6) 各学科及び総合教育科から選出された教員各 1 名
  - (7) 事務部長
- 2 前項第 6 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

## (委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (幹事)

第 6 条 委員会に幹事を置き、各課長をもって充てる。

## (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

## (雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 弓削商船高等専門学校運営委員会規則（昭和53年12月22日施行）は、廃止する。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

## 資料 11 - 1 - - 3

| 規則番号 | 規則等の題名                         | 制定             | 最終改正       |
|------|--------------------------------|----------------|------------|
|      | 第1章 学則                         |                |            |
| 1-1  | 弓削商船高等専門学校学則                   | S.44.1.1制定     | H.18.2.16  |
|      | 第2章 組織及び運営                     |                |            |
| 2-1  | 弓削商船高等専門学校運営委員会規則              | H.16.12.27廃止制定 |            |
| 2-2  | 弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会規則          | H.4.5.14制定     | H.16.12.27 |
| 2-3  | 弓削商船高等専門学校人事委員会規則              | H.14.10.18制定   | H.17.3.1   |
| 2-4  | 弓削商船高等専門学校人事委員会専門委員会設置要項       | H.14.10.18制定   | H.17.3.1   |
| 2-5  | 弓削商船高等専門学校教務委員会規則              | S.58.9.20制定    | H.17.3.1   |
| 2-6  | 弓削商船高等専門学校入学試験委員会規則            | S.61.5.30制定    | H.17.3.1   |
| 2-7  | 弓削商船高等専門学校厚生補導委員会規則            | S.58.9.20制定    | H.17.2.21  |
| 2-8  | 弓削商船高等専門学校学級担任委員会規則            | S.46.4.1制定     | H.17.2.21  |
| 2-9  | 弓削商船高等専門学校練習船運航委員会規則           | S.45.11.1制定    | H.17.2.21  |
| 2-10 | 弓削商船高等専門学校就職指導委員会規則            | S.46.9.1制定     | H.17.2.21  |
| 2-11 | 弓削商船高等専門学校情報処理センター規則           | H.6.2.4制定      | H.17.2.21  |
| 2-12 | 弓削商船高等専門学校情報ネットワーク管理専門部会規則     | H.8.2.1制定      | H.17.2.21  |
| 2-13 | 弓削商船高等専門学校情報セキュリティ規則           | H.14.10.18制定   | H.18.3.22  |
| 2-14 | 弓削商船高等専門学校情報セキュリティ委員会規則        | H.14.10.18制定   | H.17.3.1   |
| 2-15 | 弓削商船高等専門学校情報セキュリティ評価専門委員会規則    | H.14.10.18制定   | H.17.3.1   |
| 2-16 | 弓削商船高等専門学校地域共同研究推進センター規則       | H.14.10.18制定   | H.17.2.21  |
| 2-17 | 弓削商船高等専門学校地域共同研究推進センター運営委員会規則  | H.14.10.18制定   | H.17.2.21  |
| 2-18 | 弓削商船高等専門学校図書委員会規則              | H.16.12.27廃止制定 |            |
| 2-19 | 弓削商船高等専門学校安全衛生委員会規則            | H.16.3.16制定    |            |
| 2-20 | 弓削商船高等専門学校将来計画委員会規則            | S.58.9.20制定    | H.17.2.21  |
| 2-21 | 弓削商船高等専門学校広報委員会規則              | H.2.3.6制定      | H.16.12.27 |
| 2-22 | 弓削商船高等専門学校校内環境美化委員会規則          | S.60.4.23制定    | H.17.2.21  |
| 2-23 | 弓削商船高等専門学校寮務委員会規則              | S.63.3.28制定    | H.17.2.21  |
| 2-24 | 弓削商船高等専門学校事務情報化推進委員会規則         | H.10.10.30制定   | H.17.2.21  |
| 2-25 | 弓削商船高等専門学校中期計画推進室規則            | H.16.11.18制定   |            |
| 2-26 | 弓削商船高等専門学校運営諮問会議規則             | H.16.4.21制定    |            |
| 2-27 | 弓削商船高等専門学校環境マネジメント委員会規則        | H.18.2.16制定    |            |
| 2-28 | 弓削商船高等専門学校専攻科委員会規則             | H.16.12.20制定   |            |
| 2-29 | 弓削商船高等専門学校施設整備検討委員会規則          | H.17.2.21制定    |            |
| 2-30 | 弓削商船高等専門学校国際交流委員会規則            | H.17.3.16制定    |            |
| 2-31 | 弓削商船高等専門学校内部組織規則               | H.16.12.27制定   |            |
| 2-32 | 弓削商船高等専門学校教員会議規則               | H.16.12.27制定   |            |
| 2-33 | 弓削商船高等専門学校学生募集対策委員会規則          | H.16.12.27制定   |            |
| 2-34 | 弓削商船高等専門学校教育研究組織検討委員会規則        | H.16.12.27制定   |            |
| 2-35 | 弓削商船高等専門学校成績評価協議会規則            | H.16.12.27制定   |            |
| 2-36 | 弓削商船高等専門学校教育内容検討委員会規則          | H.16.12.27制定   |            |
|      | 第3章 庶務                         |                |            |
| 3-1  | 弓削商船高等専門学校事務組織規程               | S.48.4.1制定     | H.18.3.22  |
| 3-2  | 弓削商船高等専門学校事務分掌規則               | S.48.4.1制定     | H.18.3.22  |
| 3-3  | 弓削商船高等専門学校事務情報化推進室内規           | H.11.8.27制定    |            |
| 3-4  | 弓削商船高等専門学校文書管理規則               | H.13.3.30制定    | H.18.3.22  |
| 3-5  | 弓削商船高等専門学校文書処理規程               | H.13.3.30制定    | H.18.3.22  |
| 3-6  | 弓削商船高等専門学校公印規則                 | H.13.3.30制定    | H.17.1.26  |
| 3-7  | 弓削商船高等専門学校公開講座規則               | S.62.2.27制定    | H.17.3.1   |
|      | 第4章 人事                         |                |            |
| 4-1  | 弓削商船高等専門学校名誉教授称号授与規則           | S.50.2.1制定     | H.5.3.22   |
| 4-2  | 弓削商船高等専門学校名誉教授称号授与規則施行細則       | S.50.2.1制定     | H.17.12.14 |
| 4-3  | 弓削商船高等専門学校教員選考規則               | H.14.10.18制定   | H.17.11.24 |
| 4-4  | 弓削商船高等専門学校教員選考細則               | H.14.10.18制定   | H.17.11.24 |
| 4-5  | 弓削商船高等専門学校放射線障害防止管理規則          | H.3.3.6制定      | H.16.4.1   |
| 4-6  | 弓削商船高等専門学校職員の財産形成貯蓄等関係事務取扱要項   | S.63.8.1制定     | H.17.12.14 |
| 4-7  | 弓削商船高等専門学校職員の財産形成貯蓄等関係事務取扱要項細則 | S.63.8.1制定     | H.17.12.14 |
| 4-8  | 弓削商船高等専門学校セクシャル・ハラスメント防止等規則    | H.11.7.8制定     | H.17.12.26 |
| 4-9  | 弓削商船高等専門学校非常勤講師選考内規            | H.6.6.16制定     | H.17.11.24 |
|      | 第5章 会計                         |                |            |
| 5-1  | 弓削商船高等専門学校宿舍貸与規則               | S.49.4.1制定     | H.17.1.18  |
| 5-2  | 弓削商船高等専門学校防火管理規則               | H.17.1.18廃止制定  |            |
| 5-3  | 弓削商船高等専門学校金庫管守規程               | H.17.1.18廃止制定  |            |
| 5-4  | 弓削商船高等専門学校債権管理事務取扱要領           | S.63.4.1制定     | H.17.1.18  |
| 5-5  | 弓削商船高等専門学校寄附金事務取扱規則            | H.17.1.18廃止制定  |            |

出典：庶務課

|      |   |               |           |
|------|---|---------------|-----------|
| 5-6  | 弓削商船高等専門学校授業料等徴収事務取扱要領                    | H.1.4.1制定     | H17.1.18  |
| 5-7  | 弓削商船高等専門学校被服貸与規則                          | S.55.4.1制定    | H17.1.18  |
| 5-8  | 弓削商船高等専門学校における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項     | H.3.8.20制定    | H17.1.18  |
| 5-9  | 弓削商船高等専門学校における大型設備の調整に係る仕様策定等に関する取扱要項実施細目 | H.3.8.20制定    | H17.1.18  |
| 5-10 | 弓削商船高等専門学校青雲館使用規則                         | H.8.2.27制定    | H17.1.18  |
| 5-11 | 弓削商船高等専門学校における購入物品の機種選定に関する取扱             | S.59.12.20制定  | H17.1.18  |
| 5-12 | 弓削商船高等専門学校野球場照明設備並び施設開放管理センター使用規程         | S.55.4.1制定    | H17.1.18  |
| 5-13 | 弓削商船高等専門学校野球場照明設備並び施設開放管理センター使用者心得        | S.55.4.1制定    | H17.1.18  |
| 5-14 | 弓削商船高等専門学校学術論文誌投稿取扱要項                     | S.62.2.25制定   | H17.1.18  |
| 5-15 | 弓削商船高等専門学校毒物及び劇物取扱要領                      | H17.1.18廃止制定  |           |
| 5-16 | 弓削商船高等専門学校出納役等の役職指定に関する規則                 | H.9.3.21制定    | H16.7.5改正 |
| 5-17 | 弓削商船高等専門学校出納員の指定に関する要項                    | H16.7.5制定     |           |
| 5-18 | 弓削商船高等専門学校会計機関の補助者の指定に関する規程               | H16.7.5廃止制定   |           |
| 5-19 | 弓削商船高等専門学校物品管理役等の役職指定に関する規則               | H16.7.5制定     |           |
| 5-20 | 弓削商船高等専門学校旅費規則                            | H16.12.10制定   |           |
| 5-21 | 弓削商船高等専門学校在勤地等旅費支給基準                      | H16.12.10制定   |           |
| 5-22 | 弓削商船高等専門学校在勤地等旅費支給事務の取扱                   | H16.12.10制定   | H.18.4.1  |
| 5-23 | 弓削商船高等専門学校共同研究実施規則                        | H17.11.28廃止制定 |           |
| 5-24 | 弓削商船高等専門学校受託研究実施規則                        | H17.11.28廃止制定 |           |
| 5-25 | 弓削商船高等専門学校建設コンサルタント選定委員会要項                | H17.1.18制定    |           |
| 5-26 | 弓削商船高等専門学校取引金融機関選考要領                      | H17.1.18制定    |           |
| 5-27 | 弓削商船高等専門学校公正入札調査委員会要項                     | H17.1.18制定    |           |
| 5-28 | 弓削商船高等専門学校競争参加資格審査委員会要項                   | H17.1.18制定    |           |
| 5-29 | 弓削商船高等専門学校支払日の指定に関する要項                    | H17.1.18制定    |           |
| 5-30 | 弓削商船高等専門学校発注工事請負契約の保証に関する取扱規則             | H17.1.18制定    |           |
| 5-31 | 弓削商船高等専門学校不動産管理規則                         | H17.1.18廃止制定  |           |
| 5-32 | 弓削商船高等専門学校不動産貸付取扱要領                       | H17.1.18廃止制定  |           |
| 5-33 | 弓削商船高等専門学校施設管理運営委員会規程                     | H17.1.18制定    |           |
| 5-34 | 弓削商船高等専門学校知的財産権取扱規則                       | H17.1.18廃止制定  |           |
| 5-35 | 弓削商船高等専門学校会計実地監査規則                        | H17.1.18制定    |           |
| 5-36 | 弓削商船高等専門学校教育研究施設の有効活用に関する要項               | H17.1.18制定    |           |
| 5-37 | リーダーシミュレーターを利用した受託研修取扱要領                  | H.17.12.15制定  |           |
| 5-38 | 弓削商船高等専門学校預り金事務取扱要項                       | H18.4.18制定    |           |
|      |   |               |           |
|      | 第6章 教務、学生                                 |               |           |
| 6-1  | 弓削商船高等専門学校以外の教育施設における学修等に対する単位の認定に関する規則   | H.6.2.4制定     | H.18.3.22 |
| 6-2  | 弓削商船高等専門学校における留学に関する規則                    | H.6.2.4制定     | H.18.3.22 |
| 6-3  | 弓削商船高等専門学校転科に関する規則                        | H.6.2.4制定     | H.18.3.22 |
| 6-4  | 弓削商船高等専門学校学生準則                            | S.42.6.1制定    | H.18.3.22 |
| 6-5  | 弓削商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定に関する規則  | S.63.4.8制定    | H.18.3.22 |
| 6-6  | 弓削商船高等専門学校編入学規則                           | H.5.3.22制定    | H.18.3.22 |
| 6-7  | 弓削商船高等専門学校外国人留学生規則                        | S.63.10.13制定  | H.17.3.1  |
| 6-8  | 弓削商船高等専門学校研究生規則                           | H.3.7.10制定    | H.18.3.22 |
| 6-9  | 弓削商船高等専門学校聴講生規則                           | S.63.10.13制定  | H.18.3.22 |
| 6-10 | 弓削商船高等専門学校科目等履修生規則                        | H.5.2.10制定    | H.18.3.22 |
| 6-11 | 弓削商船高等専門学校学生表彰規則                          | S.60.6.5制定    | H.18.3.22 |
| 6-12 | 弓削商船高等専門学校服制規則                            | S.63.3.28制定   | H.18.2.16 |
| 6-13 | 弓削商船高等専門学校入学料、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料免除規則      | S.42.6.1制定    | H.18.2.16 |
| 6-14 | 弓削商船高等専門学校実習船(はまかぜ)使用規則                   | S.53.6.23制定   | H.18.2.16 |
| 6-15 | 弓削商船高等専門学校福利施設白雲館使用規則                     | H.13.1.4制定    | H.18.2.16 |
| 6-16 | 弓削商船高等専門学校福利施設白雲館使用心得                     | H.13.1.4制定    | H.18.2.16 |
| 6-17 | 弓削商船高等専門学校水泳プール使用内規                       | S.49.4.1制定    | H.18.2.16 |
| 6-18 | 弓削商船高等専門学校水泳プール使用心得                       | S.49.4.1制定    | H.18.2.16 |
| 6-19 | 日本学生支援機構弓削商船高等専門学校委員部規則                   | H.18.4.21廃止   | H.18.3.22 |
| 6-20 | 弓削商船高等専門学校日本学生支援機構奨学生推薦選考内規               | H.18.3.22廃止制定 |           |
| 6-21 | 弓削商船高等専門学校近藤記念海事財団奨学金貸与規則                 | S.55.4.1制定    | H.18.2.16 |
| 6-22 | 弓削商船高等専門学校学生の車両の運転免許取得及び使用等に関する規則         | S.57.3.18制定   | H.18.2.16 |
| 6-23 | 交通関係法令違反学生の指導基準                           | S.57.3.18制定   | H.18.2.16 |
| 6-24 | 弓削商船高等専門学校無料船員職業紹介業務運営規則                  | H.17.12.26制定  |           |
| 6-25 | 弓削商船高等専門学校無料職業紹介業務運営規則                    | H.17.12.26制定  |           |
| 6-26 | 弓削商船高等専門学校職業紹介事業に係る個人情報適正管理規則             | H.17.12.26制定  |           |
| 6-27 | 弓削商船高等専門学校学生相談室規則                         | H.18.3.22制定   |           |
|      |   |               |           |
|      | 第7章 学寮                                    |               |           |
| 7-1  | 弓削商船高等専門学校学寮管理運営規則                        | S.63.3.28制定   | H.18.3.22 |
| 7-2  | 弓削商船高等専門学校学寮宿日直規則                         | S.46.1.1制定    | H.18.3.22 |
| 7-3  | 弓削商船高等専門学校学寮指導要項                          | S.46.1.1制定    | H.18.3.22 |

出典：庶務課

|      |                          |                |           |
|------|--------------------------|----------------|-----------|
|      | 第8章 図書館                  |                |           |
| 8-1  | 弓削商船高等専門学校図書館規則          | H.16.12.27廃止制定 |           |
| 8-2  | 弓削商船高等専門学校図書館利用規程        | S.54.5.14制定    | H.16.3.16 |
| 8-3  | 弓削商船高等専門学校図書館学外者利用内規     | S.63.12.14制定   | H.18.3.22 |
| 8-4  | 弓削商船高等専門学校図書館文献複写規程      | S.63.12.14制定   | H.18.3.22 |
| 8-5  | 弓削商船高等専門学校紀要編集等に関する申合せ   | S.54.6.1制定     | H.18.2.16 |
| 8-6  | 弓削商船高等専門学校紀要の投稿に対する留意事項  | S.62.4.1制定     | H.18.2.16 |
|      |                          |                |           |
|      | 第9章 共同利用施設               |                |           |
| 9-1  | 弓削商船高等専門学校情報処理教育センター利用規則 | H.9.3.17廃止制定   | H.12.3.2  |
|      |                          |                |           |
|      | 第10章 学生会                 |                |           |
| 10-1 | 弓削商船高等専門学校学生会会則          | S.44.4.1制定     | H.18.2.16 |
| 10-2 | 弓削商船高等専門学校学生会細則          | S.44.4.1制定     | H.18.2.16 |
|      |                          |                |           |
|      | 第11章 その他                 |                |           |
| 11-1 | 弓削商船高等専門学校校章の制定について      | S.59.2.6制定     |           |
|      |                          |                |           |

出典：庶務課

観点 11 - 2 - : 外部有識者の意見が管理運営に反映されているか。

( 観点に係る状況 )

本校では、管理運営及び教育研究活動の状況を審議し、学校運営の一層の発展に資することを目的に、平成 16 年 4 月に運営諮問会議規則を制定し、同年 11 月 30 日に「第 1 回運営諮問会議」を開催した( 資料 11 - 2 - - 1 ~ 2 )。第 1 回会議で受けた提言は、「第 1 回運営諮問会議報告書」を作成し、全教員及び各課長に配布して提言内容の周知を図った( 資料 11 - 2 - - 3 )。さらに、関係の大学、中四国地区高専、近隣の教育委員会へ配布し、同時に本校ホームページへも掲載し公表した( 資料 11 - 2 - - 4 )。また、平成 17 年 7 月には「第 2 回運営諮問会議」を開催し、諮問事項の他に、第 1 回会議で受けた提言に対する本校の対応についても諮問委員によって審議された。第 2 回会議で受けた提言は、全教職員に電子メールにて送付し、さらに「第 2 回運営諮問会議報告書」を作成し、第 1 回会議同様、学内外へ公表した( 資料 11 - 2 - - 5 )。

運営諮問会議での提言は運営委員会で報告されたのち、自己点検評価委員会において本校の対応方法が検討され、各学科や各種委員会において実行されている。

具体例を挙げると、第 1 回会議で受けた提言「練習船『弓削丸』を活用した個性的な教育活動の充実」に対して、本校では「e-操船支援システムの開発」を個性的な教育活動の大きな柱として取り組んでいる( 資料 11 - 2 - - 6 )。

( 分析結果とその根拠理由 )

運営諮問会議において受けた提言は、運営委員会において報告され、全教職員へも周知されている。提言に対する学校の対応についても自己点検評価委員会において検討され、各学科や各種委員会において実行されている。

以上のことから、本校は、外部有識者の意見が管理運営に反映されているといえる。

資料 11 - 2 - - 1

## ○弓削商船高等専門学校運営諮問会議規則

制 定 平成16年 4月21日

(設置)

第1条 弓削商船高等専門学校(以下「本校」という。)に弓削商船高等専門学校運営諮問会議(以下「会議」という。)を置く。

(目的)

第2条 会議は校長の諮問に応じ、本校の管理運営及び教育研究活動の状況について審議し、学校運営の一層の発展に資することを目的とする。

(組織)

第3条 会議は精深な学識を有すると認められる学外の委員をもって組織する。

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 会議に委員長を置き、校長が指名する。

2 委員長は、会議を主宰する。

(会議)

第5条 会議は、年1回以上開催する。

(資料)

第6条 会議に必要な資料は、弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会が準備する。

(結果の報告)

第7条 会議は、審議の結果を校長へ報告しなければならない。

(公表等)

第8条 校長は、前条の報告を受けたときは、学内外へ公表するとともに、本校の目的及び社会的使命の達成を図るものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月21日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命される第3条第1項の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

資料 11 - 2 - - 2

運営諮問会議委員名簿

|     | 氏 名                 | 現 職                              | 分 野        |
|-----|---------------------|----------------------------------|------------|
| 委員長 | にしだ おさみ<br>西 田 修 身  | 国立大学法人<br>神戸大学 理事 副学長            | 高等教育機関代表   |
| 委 員 | うえむらとしゆき<br>上 村 俊 之 | 上島町長                             | 地域社会代表     |
| 委 員 | うまこしよしふみ<br>馬 越 義 文 | 今治市立伯方小学校長<br>愛媛県教育研究協議会今治・越智支部長 | 地元地域小中学校代表 |
| 委 員 | おだわらてるあき<br>小田原 照 明 | 弓削商船高専同窓会長<br>(坂田汽船㈱代表取締役)       | 同窓会及び海運界代表 |
| 委 員 | しらいしはるみ<br>白 石 春 美  | 財団法人<br>えひめ産業振興財団専務理事            | 産業界（工業）代表  |
| 委 員 | むらかみゆうじ<br>村 上 祐 司  | 因島商工会議所会頭                        | 産業界（商業）代表  |

(任 期) 平成16年8月1日～平成18年3月31日

出典：庶務課

資料 11 - 2 - - 3

第1回運営諮問会議報告書

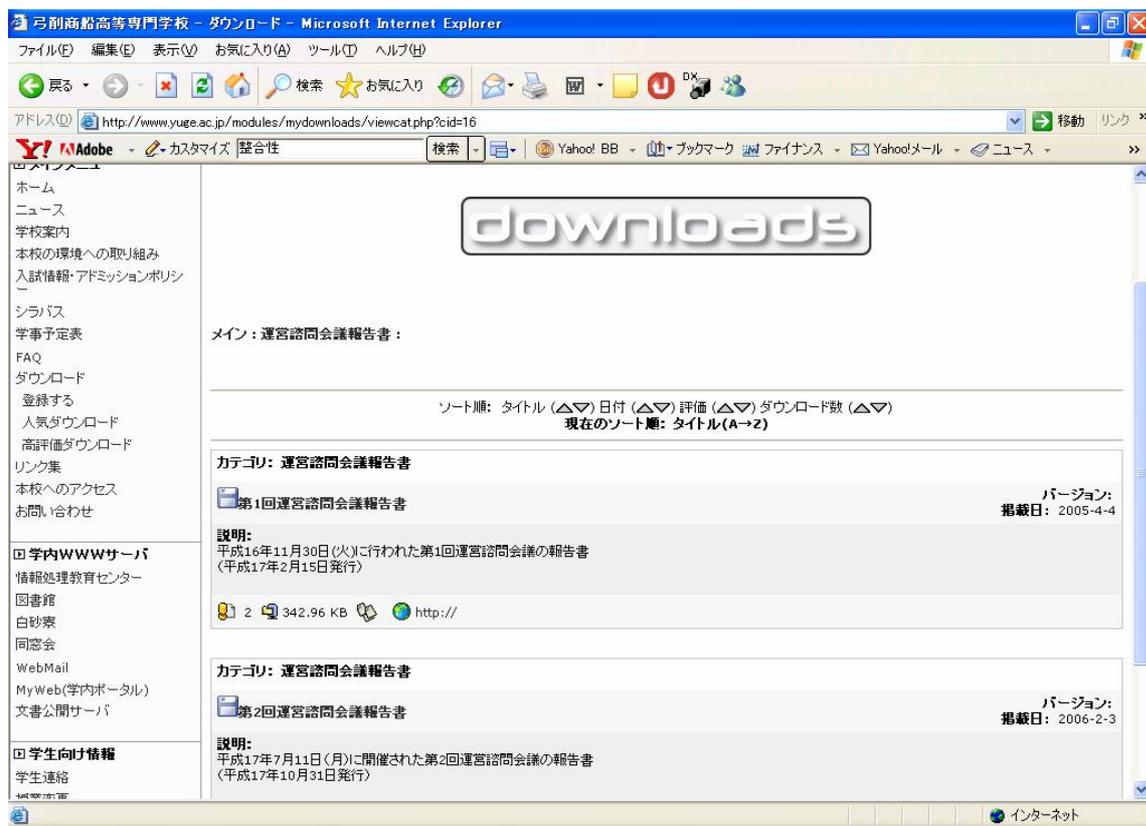


弓削商船高等専門学校

平成17年2月

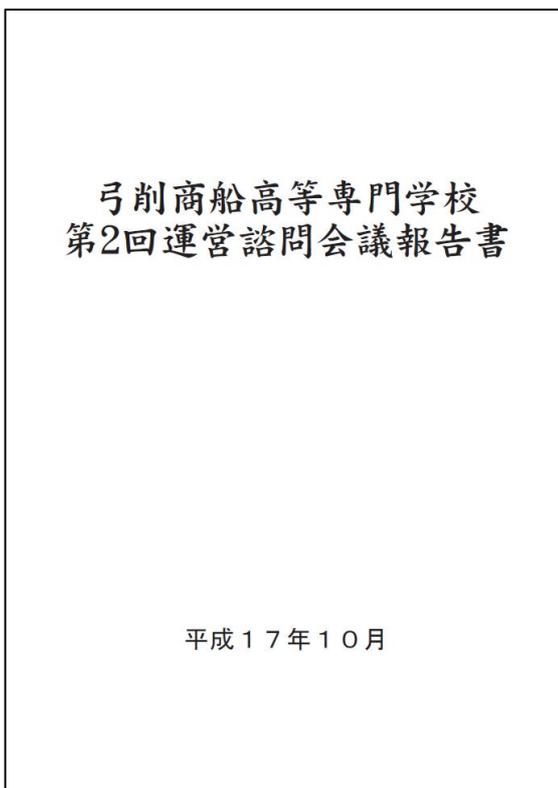
出典：第1回運営諮問会議報告書

資料 11 - 2 - - 4



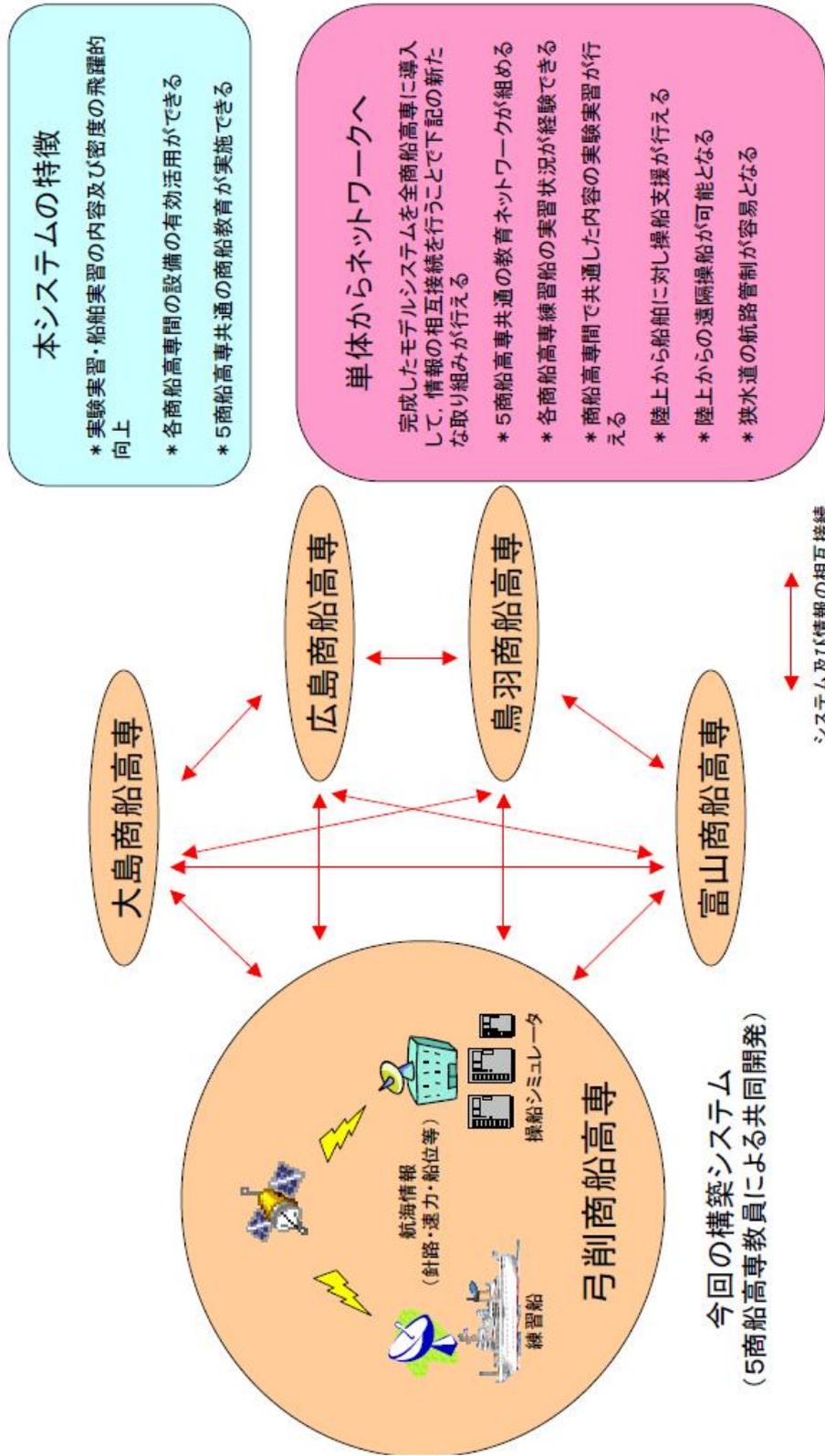
出典：本校ホームページ

資料 11 - 2 - - 5



出典：第2回運営諮問会議

# 図1 e—操船支援システムの概要— —5商船高専共同事業—



出典：商船学科

観点 11 - 3 - : 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。

（観点到係る状況）

本校では平成 4 年に自己点検・評価委員会を発足させ、教育研究、管理運営等の学校活動について自己点検・評価報告書を作成し公表してきた（資料 11 - 3 - - 1 ~ 2 ）。

平成 16 年度には、自己点検・評価委員会において学校の総合的な状況について「本校の現状と課題」を発行し、同年設置された「第 1 回運営諮問会議」ではその資料として活用した。また、高専機構本部、関係大学・高専、近隣の教育委員会等へ送付し公表した（資料 11 - 3 - - 3 ）。

平成 17 年度には、「第 1 回運営諮問会議」で受けた提言に対する本校の対応と結果について、自己点検・評価委員会で検討し、その内容をまとめた、「第 1 回運営諮問会議の提言を受けて」を発行し、平成 16 年度同様に公表した。

また、外部評価においても、平成 16 年 4 月に設置後、2 回に渡り、「個性的教育の進め方について」、「学生募集について」、「社会貢献について」、「専攻科について」を諮問し、提言を受けている。受けた提言については「運営諮問会議報告書」としてまとめ、学内外へ発送するとともに、本校のホームページへも掲載し公表している（資料 11 - 2 - - 4 ）。

（分析結果とその根拠理由）

平成 4 年に自己点検・評価委員会発足後、不断に自己点検・評価を実施してきている。平成 16 年度には、学校の総合的な状況に対し、「自己点検評価報告書 - 本校の現状と課題 - 」を発行し、関係機関や近隣の教育委員会等へ送付し公表している。また、平成 17 年度には、運営諮問会議で受けた提言について、学校の対応とその結果を自己点検評価委員会で検討し、「自己点検評価報告書 - 第 1 回運営諮問会議の提言を受けて - 」を発行し、平成 16 年度同様、関係機関へ送付し公表している。

以上のことから、自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されていると言える。

## 資料 11 - 3 - - 1

## ○弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会規則

制 定 平成4年5月14日

最終改正 平成16年12月27日

## (趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、本校の教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成することを目的とする。

- (1) 自己点検評価の実施方法等に関する事項
- (2) 自己点検評価の項目の設定に関する事項
- (3) 自己点検評価の結果の活用に関する事項
- (4) その他自己点検評価の実施に関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 各主事
- (3) 各学科長、総合教育科長及び専攻科長
- (4) 図書館長
- (5) 情報処理教育センター長及び地域共同研究推進センター長
- (6) 各学科及び総合教育科から選出された教官各1名
- (7) 事務部長

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

## (委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、各課長をもって充てる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

## (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

資料 11 - 3 - - 2

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>平成 7 年度<br/>自己点検評価委員会報告</p> <p>弓削商船高等専門学校</p>                       | <p>弓削商船高等専門学校の<br/>現状と課題</p>  <p>平成 11 年 11 月<br/>弓削商船高等専門学校</p> | <p>学寮の現状と課題<br/>自己点検・評価報告書<br/>2001 年 1 月</p>  <p>※ 弓削商船高等専門学校</p> |
| <p>自己点検・評価報告書<br/>— 教務関係を中心として —</p> <p>平成 14 年 3 月<br/>弓削商船高等専門学校</p> | <p>弓削商船高等専門学校自己点検・評価報告書<br/>— 開かれた明るい環境を目指した学生指導 —</p> <p>2003 年 3 月</p>  | <p>自己点検・評価報告書<br/>— 本校の現状と課題 —</p> <p>平成 16 年 11 月<br/>弓削商船高等専門学校</p>   |
|  | <p>自己点検・評価報告書<br/>— 第 1 回運営諮問会議の提言を中心にして —</p> <p>平成 18 年 3 月<br/>弓削商船高等専門学校</p>  | <p>出典：自己点検評価報告書</p>   |

## 資料 11 - 3 - - 3

## 自己点検・評価報告書、運営諮問会議報告書 送付先一覧

| 送付先          | 部数    | 備考               |
|--------------|-------|------------------|
| 高専機構本部       | ( 5 ) |                  |
| 理事長          | 1     |                  |
| 理事           | 1     |                  |
| 監事           | 1     |                  |
| 事務局長         | 1     |                  |
| 総務課          | 1     |                  |
| (大学)         | ( 7 ) |                  |
| 東京海洋大学       | 1     |                  |
| 神戸大学海事科学部    | 1     |                  |
| 長岡技術科学大学     | 1     |                  |
| 豊橋技術科学大学     | 1     |                  |
| 愛媛大学         | 1     |                  |
| 広島大学         | 1     |                  |
| 九州工業大学       | 1     |                  |
| (高専関係)       | ( 9 ) |                  |
| 四国地区高専       | 5     |                  |
| 商船高専         | 4     |                  |
| (その他)        | (1 6) |                  |
| 運営諮問委員       | 6     |                  |
| 愛媛県教育委員会     | 2     | 上島町、今治市、         |
| 広島県教育委員会     | 4     | 因島市、尾道市、向島町、瀬戸田町 |
| 後援会長         | 1     |                  |
| 弓削商船高専同窓会    | 1     |                  |
| 愛媛県小・中学校長会   | 1     |                  |
| (財)えひめ産業振興財団 | 1     |                  |
| (校内)         | (8 1) |                  |
| 校長           | 1     |                  |
| 教員           | 5 3   |                  |
| 事務部長         | 1     |                  |
| 3課長          | 3     |                  |
| 事務保管         | 2 3   |                  |
| 計            | 1 2 0 |                  |

出典：庶務課

観点 11 - 3 - : 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されているか。

(観点に係る状況)

自己点検評価や外部評価の評価結果はそれぞれ報告書にまとめ、全教職員に配布し周知している。また、自己点検評価委員会において、評価結果について対応方法を審議し、各学科や各種委員会において担当し実施している(資料 11 - 3 - - 1)。

他方、平成 16 年度に、高等専門学校機構の中期計画に沿った本校独自の中期計画・年度計画を策定し、実施に努めている。平成 16 年 11 月には中期計画推進室を設置し、年度計画の策定、実施を推進している(資料 11 - 3 - - 2)。年度計画の策定にあたっては自己点検評価結果や外部評価の結果を踏まえ策定し、実施についてはその進捗状況をまとめ、全教職員あて電子メールにて通知し、学内専用ホームページに掲載している(資料 11 - 3 - - 3)。

(分析結果とその根拠理由)

自己点検評価や外部評価の評価結果は、自己点検評価委員会において学校の対応について検討され、学科や各種委員会において改善に取り組んでいる。

さらに評価結果は年度計画にも反映され、中期計画推進室を通じて改善策への取り組みの推進とその結果をフィードバックしている。

以上のことから、本校では評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されていると言える。

資料 11 - 3 - - 1

#### 平成 17 年度第 2 回自己点検評価委員会議事概要

|      |  |
|------|--|
| 日 時  | 平成 18 年 1 月 16 日 (火) 16:20~17:30                     |
| 場 所  | 第一会議室  |
| 出席者  | 別紙名簿のとおり   |
| 配布資料 | 別添資料のとおり   |
| 議 題  | 1. 平成 17 年度自己点検評価報告書の作成について<br>2. 第 2 回運営諮問会議の提言について |

#### 議題 1 平成 17 年度自己点検評価報告書の作成について

委員長から、今年度の自己点検評価報告書の内容について、第 1 回運営諮問会議の提言に対する本校の対応及び第 2 回運営諮問会議の提言に対する本校の現状と対策を中心に作成したい旨の提案があり、了承された。

次に、第 1 回運営諮問会議の提言に対する本校の対応についての原稿作成担当者を審議した結果、下記 7 つの項目について、次のように決定した。

|                                |                         |
|--------------------------------|-------------------------|
| 1. 練習船「弓削丸」を活用した個性的な教育活動の充実    | 教務主事                    |
| 2. 地域社会のニーズを取り入れた実践的技術者の育成     | ＃                       |
| 3. 入試制度の改善、ビデオメッセージなどを活用したPR活動 | ＃                       |
| 4. マスメディアを活用した教育的成果の公開         | ＃<br>(情報処理教育センター長)      |
| 5. 公開授業の実施                     | 教務主事                    |
| 6. 専攻科教育を活かした地域産業への貢献          | 地域共同研究推進センター長<br>(専攻科長) |
| 7. 県教委主催の会議、学警連等の会議や連絡会への参加    | 学生主事                    |

また、上記以外で自己点検評価報告書に掲載すべき事柄について審議した結果、共同で実施されている現代G.P「創造性豊かな実践的技術者育成コースの開発」、WGで検討実施されている「創造性教育の実践」等を、上記7項目とは章を変えて掲載することで了承された。

なお、原稿提出については、資料2を参考に、2月17日（金）までに庶務課へ提出することとなった。

#### 議題2. 第2回運営諮問会議の提言について

委員長から、第2回運営諮問会議において受けた提言について資料3に基づいて説明があった。それぞれの事項について対応すべき担当者を審議した結果、次のとおり決定した。

|  |               |
|--|---------------|
| インターンシップ、キャリアサポート等を充実させ、学校と企業の協力体制の構築                    | 各学科長          |
| 学生に福祉関係のボランティア活動を体験させるなどの社会教育の実践                         | 学生主事          |
| 産業界のニーズ、学校のシーズをお互いに把握するための技術フォーラムなどの開催                   | 地域共同研究推進センター長 |
| 船舶の管理、人の管理ができ、海上だけではなく様々な物流システムに対応できる、新しい時代の高度な実践的技術者の育成 | 専攻科長          |

なお、資料3の項目「若者に夢を与えられるような専攻科として、実績を残す」は、具体性に乏しく、対象の幅が広すぎるため、4つ目の項目と合わせる事となった。

また、上記の4つの項目についても、議題1の「第1回運営諮問会議の提言に対する本校の対応」同様に、各項目の担当者は本校の取り組み状況、今後の課題等について原稿を提出し、自己点検評価報告書の最後の章に「平成18年度の重点事項（仮称）」として掲載することとなった。

なお、原稿提出の期限については2月17日（金）となった。

出典：平成17年度第2回自己点検評価委員会議事概要

資料 11 - 3 - - 2

## 第 2 章 組織及び運営 (弓削商船高等専門学校中期計画推進室規則)

## ○弓削商船高等専門学校中期計画推進室規則

制 定 平成16年11月18日

(設置)

第 1 条 弓削商船高等専門学校に、中期計画、年度計画の実施を推進するため弓削商船高等専門学校中期計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 中期計画、年度計画の実施に関する事項
- (2) その他校長が指示する事項

2 推進室は、中期計画、年度計画の進捗状況について、関係学科等に指示できるものとする。

(組織)

第 3 条 推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 各主事
- (2) 事務部長
- (3) 校長が指名した教員 4 名
- (4) 庶務課長
- (5) 事務部から選出された者 3 名

2 前項第 3 号及び第 5 号の室員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第 4 条 推進室に室長及び副室長を置く。

- 2 室長及び副室長は、前条第 1 項第 1 号の室員の中から校長が指名する。
- 3 室長は、推進室に関する業務を総括する。
- 4 副室長は、室長の業務を補佐する。
- 5 室長に事故があるときは、副室長がその職務を代行する。

(庶務)

第 5 条 推進室に関する庶務は、庶務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年11月18日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の室員の任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成18年 3 月31日までとする。

出典：弓削商船高等専門学校規則集



出典：本校学内専用ホームページ

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## (優れた点)

該当なし

## (改善を要する点)

該当なし

## (3) 基準 11 の自己評価の概要

本校は、校長のリーダーシップの下に、教務主事を副校長として、学生主事、寮務主事を校長補佐として配置し、迅速な意思決定ができる態勢になっている。

各種委員会は、平成 16 年度に組織が見直され、各委員会規則が整理統合等されており、その役割の明確化、効率化が図られている。事務組織においても、事務組織規程により各課の役割は明確にされ、果たされている。

自己点検評価に関しては、平成 4 年に自己点検・評価委員会を発足させて以来、教育研究、管理運営等の学校活動について自己点検・評価報告書を作成し公表してきた。平成 16 年度には、学校の総合的な状況に対し、「自己点検評価報告書 - 本校の現状と課題 - 」を発行し、関係機関や近隣の教育委員会等へ送付し公表している。また、平成 17 年度には、外部有識者からなる運営諮問会議で受けた提言について、学校の改善策とその結果を自己点検評価委員会で検討し、その内容をまとめた「自己点検評価報告書 - 第 1 回運営諮問会議の提言を受けて - 」を発行し、平成 16 年度同様、関係機関へ送付し公表している。

また、外部評価については、平成 16 年 4 月に運営諮問会議規則を制定し、同年 11 月に第 1 回運営諮問会議を開催した。会議で受けた提言内容は、運営委員会において報告された後、全教職員に対し電子メールでその内容を周知するとともに、自己点検・評価委員会において学校の対応について検討し、改善に取り組んでいる。

さらに、平成 16 年度には、高専機構の中期計画に沿った本校独自の中期計画を策定し、同年 11 月には中期計画推進室を設置し、評価結果を踏まえた年度計画を策定し、推進している。